

社会的養護自立支援事業の開始について

児童養護施設や里親の元で生活しているお子さんは、原則として18歳で養育期間が終了し、延長しても20歳で施設や里親の元を離れなければならない、その後の支援や経済的負担が課題となっています。また、大学等への進学率は一般家庭に比べ1/3程度と低い状況にあります。本市では、こうしたお子さんの自立に向けて「社会的養護自立支援事業」を平成31年度から開始するため、関連予算案を平成30年市議会定例会3月定例会議に提出します。

1 目的

施設等入所（里親委託を含む）中の早期の段階から自立に向けた支援を行うとともに、退所後の一定期間、支援を継続する仕組みを構築することで、安定的な社会生活の実現や将来の自立に結び付けることを目的とします。

2 事業内容

（1）継続支援計画の作成【国庫補助事業】

18歳になるまで施設等に入所していた児童全員を対象に、22歳になる年度末までの間、支援コーディネーターによる自立に向けた継続支援計画の作成等を実施

（2）生活相談・就労相談【国庫補助事業】

施設等入所児童及び施設等退所者のうち22歳になる年度末までの者を対象に、生活相談員及び就労相談員による生活上の相談や進路・就労相談を実施

（3）居住費・生活費の支給【国庫補助事業】

18歳になるまで施設等に入所していた児童のうち、措置解除後も施設や里親宅で継続的に生活する場合に、22歳になる年度末まで居住費及び生活費を支給

（4）学習塾代等の給付【市単独事業】

施設等入所児童の高校2年生、3年生を対象に学習塾代と受験費用を支給（上限有り。親権者等からの経済的援助がある場合を除く。）

（5）大学等進学奨学金【市単独事業】

18歳になるまで施設等へ入所していた児童のうち、大学等へ進学した場合に、通常の修業年限までの間、国の給付型奨学金の受給に上乗せして給付型奨学金を支給

3 今後のスケジュール

平成31年2月 市議会3月定例会議に関連予算案を提出

平成31年4月 居住費・生活費の支給、学習塾代等の給付、大学等進学奨学金の開始

平成31年5月 継続支援計画の作成、生活相談・就労相談の事業委託先選定

平成31年6月 継続支援計画の作成、生活相談・就労相談の事業開始